

ペットフードの表示に関する公正競争規約施行規則一部変更 新旧対照表

(下線は改正部分)

変 更 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第1条 ペットフードの表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第3条第2項に規定する<u>「栄養成分等に関する運用基準」とは、「分析方法による総合栄養食の栄養基準」又は「給与試験による総合栄養食の証明に関する運用基準」をいう。</u></p> <p>2 規約第3条第7項に規定する「施行規則に定めるもの」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付したものによる広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、<u>パンフレット</u>、<u>説明書</u>その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声器による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p> <p>(容器又は包装)</p> <p>第2条 規約第4条のペットフードの容器又は包装とは、缶、ビン、袋、箱等一般消費者に販売する最終単位の容器又は包装をいう。</p> <p>(必要な表示の基準)</p> <p>第3条 規約第4条各号に規定する<u>必要表示事項の表示基準</u>は、次の各号による。</p> <p>(1) ペットフードの名称</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 ペットフードの表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第3条第2項に規定する<u>「これらに準ずる事業者」とは、ペットフードの製造を他に委託して自己の商標又は名称を表示して販売する事業者をいう。</u></p> <p>2 規約第3条第3項に規定する「施行規則に定めるもの」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 見本、チラシ、<u>カタログ</u>、<u>POP</u>その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3)～(5) (同左)</p> <p>(容器又は包装)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>(必要な表示事項の表示基準)</p> <p>第3条 規約第4条に規定する<u>必要な表示事項</u>は、次の<u>基準により表示するものとする。</u></p> <p>(1) (同左)</p>

変 更 案	現 行
<p>ペットフードの商品名を記載し、かつ、商品名とは別に、犬用又は猫用の別が分かるように表示するものとする。</p> <p>(2) ペットフードの目的  「総合栄養食」、「間食」、「療法食」、「その他の目的食」のいずれかを次に従い表示するものとする。</p> <p>ア 規約第3条第2項に定める総合栄養食にあっては、「総合栄養食」と表示すること。</p> <p>イ 規約第3条第3項に定める間食にあっては、「間食」と表示すること。ただし、「間食」に代えて「おやつ」、「スナック」又は間食である旨を表す表示をすることができる。</p> <p>ウ 規約第3条第4項に定める療法食にあっては、「療法食」と表示すること。ただし、「療法食」に代えて「特別療法食」、「食事療法食」又は「食餌療法食」と表示することができる。</p> <p>エ 規約第3条第5項に定めるその他の目的食にあっては、「一般食(おかずタイプ)」、「一般食(総合栄養食と一緒に与えてください。）」、「栄養補完食」、「カロリー補</p>	<p>(2) ペットフードの目的の表示  <u>ペットフードの目的の表示は、次に定める基準に従い、「総合栄養食」、「間食」、「その他の目的食」のいずれかとする。</u></p> <p><u>総合栄養食・・・規約第5条第1項に定める「栄養成分等の基準」を満足するペットフードについて表示できることとし、同条第2項の規定により、当該ペットフードが総合栄養食として適用される成長段階を併記するものとする。成長段階は、栄養要求量の高い順に、次のとおりとする。</u></p> <p>① 「妊娠期／授乳期」  ② 「幼犬期・幼猫期／成長期又はグロース」  ③ 「成犬期・成猫期／維持期又はメンテナンス」</p> <p><u>このほか、これら3段階の全てを満たすものとしては「全成長段階又はオールステージ」とすることができる。</u></p> <p><u>間食・・・おやつ、スナック、又は褒美として時を選ばず、限られた量を与えられることが意図されているペットフード。なお、間食の表示に替えて、おやつ、スナック、その他これらに類似する表示にすることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>その他の目的食・・・特定の栄養を調整する又はカロリーを補給する、あるいは嗜好増進等の目的を満たすペットフードであって、給与方法に記載された他のペットフー</u></p>

変 更 案	現 行
<p><u>給食」、「副食」、「サプリメント」など、当該商品の利用目的を表示すること。</u></p> <p>(3) 内容量の表示            内容量の表示は、グラム（又はg）若しくはキログラム（又はkg）、又はミリリットル（又は ml）若しくはリットル（又は l）の単位で、単位を明記して正味量（NET）で記載するものとする。なお、内容量の許容誤差限度の表示は、<u>全国計量行政会議のガイドライン</u>に準ずる。ただし、間食にあつては、個（コ、ケ）、本、その他これらに類する単位で、単位を明記して記載することができるものとする。</p> <p>(4) 給与方法の表示            給与方法の表示は、次の事項を記載するものとする。</p> <p>ア 総合栄養食            成長段階、体重、給与回数及び給与量</p> <p>イ 療法食  <u>体重、給与回数及び給与量、並びに獣医師の指導に基づいて給与すべきものである旨の注意書き</u></p> <p>ウ 間食            必要とされる栄養、栄養バランスに支障を与えないための給与回数及び給与限量</p> <p>エ その他の目的食  <u>給与の仕方及び給与量</u>  <u>なお、一般食及び副食については、一日に必要な栄養を満たすために別途栄養補給する必要がある旨又は同時に与える必要があるペットフード（総合栄養食等）</u></p>	<p><u>ド又は食材とともに与えられることを意図されたもの、あるいは食事療法を目的としたもの。</u>  <u>なお、表示は、栄養補完食、カロリー補給食、副食、あるいは特別療法食及びその他これらに類似する表示にすることができない。ただし、「総合栄養食」と紛らわしい表示・表現を行ってはならないものとする。</u></p> <p>(3) 内容量の表示            内容量の表示は、グラム（又はg）若しくはキログラム（又はkg）、又はミリリットル（又は ml）若しくはリットル（又は l）の単位で、単位を明記して正味量（NET）で記載するものとする。なお、内容量の許容誤差限度の表示は、<u>計量法</u>に準ずる。ただし、間食にあつては、個（コ、ケ）、本、その他これらに類する単位で、単位を明記して記載することができるものとする。</p> <p>(4) 給与方法の表示            給与方法の表示は、次の事項を記載するものとする。  <u>総合栄養食・・・ペットの成長段階、体重、給与回数及び給与量</u>            （新設）</p> <p>間食・・・必要とされる栄養、栄養バランスに支障を与えないための給与回数及び給与限量</p> <p>その他の目的食・・・一日に必要な栄養又はカロリーを満たすために同時に与える主食となるべきペットフード又は食材の名称、給与の仕方及び給与量、若しくは食事療法のために指定された給与方法及び給与量</p>

変 更 案	現 行
<p><u>や食材の名称などを併記する。</u></p> <p>(5) 賞味期限  <u>賞味期限については、次のア及びイに定めるところにより表示すること。</u></p> <p><u>ア 賞味期限は、定められた方法により保存した場合において、全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限とすること。なお、缶詰・レトルトパウチなど、常温、未開封で品質を保持し得ることが明らかかな場合を除き、未開封の状態での賞味期限までの品質保持に必要な保存方法を記載するものとする。</u></p> <p><u>イ 「賞味期限」の文字を記載した上で、その周辺部分にアラビア数字で賞味期限を併記すること。ただし、缶詰の場合や、表示スペース、印字方法等の都合で併記できない場合には、賞味期限を記載しているところを明記して記載するものとする。</u></p> <p>(6) 成分  成分の表示は重量百分比とし、次のとおり記載するものとする。</p> <p><u>たんぱく質・・・ %以上</u>  <u>脂質・・・・・・ %以上</u>  <u>粗繊維・・・・・・ %以下</u>  <u>灰分・・・・・・ %以下</u>  <u>水分・・・・・・ %以下</u></p> <p>上記成分の分析方法は、<u>農林水産省消費・安全局長の定める飼料分析基準又はこれに準ずる国際的検査基準による。ただし、脂質については、酸分解処理が必要なペットフードではこれらの基準の酸分解抽出法による。</u></p> <p><u>なお、「たんぱく質」は「粗たん白質」、「脂質」は「粗脂肪」、「灰分」は「粗灰分」とそれぞれ記載できるものとする。</u></p> <p>(7) 原材料名  <u>「原材料名」又は「原材料」の文字を記載した上で、原則として使用した原材料全てを記載する。ただし、表示に当たっては、使用</u></p>	<p>(5) 賞味期限  <u>賞味期限の表示は、その旨の表示とともに、アラビア数字で記載するものとする。ただし、缶詰の場合は、「食品衛生法施行規則」（昭和23年厚生省令23号）第21条第3項の規定に準じて記載することができるものとする。</u></p> <p><u>なお、賞味期限とは、当該ペットフードが未開封のまま指示された保存状態に置かれた場合に、製品の栄養及び食味を保証し得る期間として、個々の製造者により設定される期限（前項の例に従い年月をもって表示）を意味するものとする。ただし、製造者により設定される期間は、3年を超えないものとする。</u></p> <p>(6) 成分の表示  成分の表示は重量百分比とし、次のとおり記載するものとする。</p> <p><u>粗たん白質・・・ %以上</u>  <u>粗脂肪・・・・・・ %以上</u>  <u>粗繊維・・・・・・ %以下</u>  <u>粗灰分・・・・・・ %以下</u>  <u>水分・・・・・・ %以下</u></p> <p>上記成分の分析方法は、<u>農林水産省畜産局長の定める飼料分析検査基準（平成7年11月15日付7畜B第1660号）又はそれに準ずる国際的検査基準による。ただし、粗脂肪については、酸分解処理が必要なペットフードではこれらの基準の酸分解抽出法による。</u></p> <p>(7) 原材料名の表示  <u>原材料名は、使用したすべての原材料を、添加物以外の原材料と添加物を分けて、それぞれ使用量の多い順に記載するものとする。</u></p>

変 更 案	現 行
<p><u>した原材料をア及びイに定めるところにより、それぞれ区分して記載すること。</u></p> <p><u>ア 添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多い順に記載すること。</u></p> <p><u>なお、分類名（穀類、いも類、でん粉類、糖類、種実類、豆類、野菜類、果実類、きのこ類、藻類、魚介類、肉類、卵類、乳類、油脂類）による表示も可能とする。また、分類名の次に括弧を付して、当該原材料の個別名を記載できることとする。その場合、栄養成分の調整等により、一時的に変更される可能性のある原材料については、「他」又は「等」と表示することもできることとする。</u></p> <p><u>イ 添加物については、加工助剤（ペットフードの加工の際に添加される物であって、当該ペットフードの製造の過程において除去されるもの、当該ペットフードの原材料に起因してそのペットフード中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該ペットフード中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該ペットフードに及ぼさないものをいう。）を除き、使用したものを全て記載することとする。その際、「ペットフードの表示のための添加物便覧」（ペットフード工業会）を参考に、使用した添加物の個別の名称を記載すること。</u></p> <p><u>このうち、甘味料、着色料、保存料、増粘安定剤、酸化防止剤又は発色剤として使用されるものについては、用途名も併記すること。</u></p> <p><u>なお、イーストフード、かんすい、酵素、光沢剤、香料、酸味料、調味料、豆腐用凝固剤、苦味料、乳化剤、pH調整剤又は膨張剤として使用されるものについては、一括名で表示することも可能とする。</u></p>	<p><u>ただし、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について（平成21年農林水産省消費・安全局長、環境省自然環境局長通知）」に従い、表示することができる。</u></p>

変 更 案	現 行
<p><u>その他、栄養強化剤のビタミン類又はミネラル類は、それぞれ「ビタミン類」又は「ミネラル類」の文字の次に括弧を付して、ビタミン類にあつては、当該原材料のビタミン名又は物質名、ミネラル類にあつては、当該原材料の添加目的の元素名又は物質名を集約して記載できることとする。ただし、内容量 100 グラム以下の缶詰容器及び表示面積 120 cm<sup>2</sup>以下のものについては、ビタミン、ミネラル、アミノ酸について、個別名を省略してそれぞれビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類と表示することができる。</u></p> <p>(8) 原産国名  原産国名については、「原産国名」又は「原産国」の文字を記載した上で、原産国名を表示する。ただし、<u>原産国が日本の場合は、単に「国産」と表示することができる。</u>ここでいう原産国とは、<u>ペットフードの製造工程のうち、最終加工工程を完了した国をいう。</u>ただし、次に掲げる行為は、これに該当しないものとする。</p> <p>ア <u>商品にラベルを付け、その他標示を施すこと。</u></p> <p>イ <u>未包装のペットフードを容器に詰め若しくは包装をすること又は商品を開封して再包装すること。</u></p> <p>ウ 商品を単に詰め合わせ又は組み合わせること。</p> <p>エ <u>単に切断すること。</u></p> <p>オ <u>輸送又は保存のための乾燥、冷凍その他これに類すること。</u></p> <p>カ <u>単に混合すること。</u></p> <p>キ <u>その他、ペットフードの内容について実質的な変更をもたらす行為として科学的かつ合理的根拠があると認められない行為をすること。</u></p> <p>(9) 事業者の氏名又は名称及び住所</p>	<p>(8) 原産国名の表示  原産国名については、「原産国名」又は「原産国」の文字を記載した上で、原産国名を表示する。ただし、<u>国産品については、単に「国産」と表示することができる。</u>ここでいう原産国とは、最終加工工程を完了した国をいう。ただし、次に掲げる行為は、これに該当しないものとする。</p> <p>ア 商品にラベルを付け<u>その他の表示をすること</u></p> <p>イ <u>商品を容器に詰め又は包装をすること。</u></p> <p>ウ (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(9) 事業者の氏名又は名称及び住所</p>

変 更 案	現 行
<p>表示内容に責任を有する者について、「<u>製造業者</u>」又は「<u>製造者</u>」、「<u>輸入業者</u>」又は「<u>輸入者</u>」、「<u>販売業者</u>」又は「<u>販売者</u>」のいずれかの種別を記載した上で、その氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する事項は、次の基準に基づき表示する。</p> <p>(1) 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305 (1962) (以下「J I S Z 8305」という。)に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。</p> <p>(2) 内容量 500 グラム以下の小型容器にあっては、J I S Z 8305 に規定する 6 ポイントの活字以上の大きさの活字で表示できるものとする。</p> <p>(3) 外部から見えにくい場所、例えば、セロハン、ポリ袋の内側やつなぎ部分等外部から読みにくくなっている表示は、規約第 4 条に規定する「<u>明瞭</u>」な表示とは認められない。</p> <p>(総合栄養食の表示基準)</p> <p>第 4 条 <u>規約第 5 条第 1 号に規定するペットフードが適用される犬又は猫の成長段階は、栄養成分等に関する運用基準による成長段階に従い、次の例にならって総合栄養食の表示に併記する。</u></p> <p>① <u>妊娠期／授乳期</u></p> <p>② <u>幼犬期・幼猫期／成長期又はグロース</u></p> <p>③ <u>成犬期・成猫期／維持期又はメンテナンス</u></p> <p>④ <u>全成長段階又はオールステージ</u></p> <p>2 <u>規約第 5 条第 2 号に規定する「総合栄養食」である旨の表示をする場合には、次に定める表示又はこれと同等と認められる表示を行うものとする。</u></p>	<p>表示内容に責任を有する者について、「<u>製造業者</u>」、「<u>輸入業者</u>」、「<u>販売業者</u>」、「<u>製造者</u>」、「<u>輸入者</u>」又は「<u>販売者</u>」のいずれかの種別を記載した上で、その氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 外部から見にくい場所、例えば、セロハン、ポリ袋の内側やつなぎの部分等外部から読みにくくなっている表示は、規約第 4 条に規定する「<u>明瞭</u>」な表示とは認められない。</p> <p>(総合栄養食の表示)</p> <p>第 4 条 <u>規約第 5 条第 1 項に規定する「施行規則に定める栄養成分等の基準」は、次のいずれかとする。</u></p> <p>(1) <u>最終製品について、別項アに規定する方法によって行った分析試験の結果が、別項アに規定する栄養基準に合致すること。</u></p> <p>(2) <u>別項イに規定する成長段階の給与試験の結果が、それぞれの評価基準に合致すること。</u></p> <p>2 <u>前項にいう栄養基準又は評価基準は、国際的に認められた動物栄養に関する機関のもので、最終製品中での栄養成分の有用性及び消化吸収の双方を考慮しているものとする。なお、これらの基準に代わるものとして公正取引協議会が適切と判断した場合には、速やかに新たな基準を採用するものとする。</u></p> <p>3 「<u>総合栄養食</u>」を表す旨の表示をする場合には、次に定める表示又はこれと同等と認められる表示を行うものとする。</p>

変 更 案	現 行
<p>(1) 「この商品は、ペットフード公正取引協議会の定める分析試験の結果、総合栄養食の基準を満たすことが証明されています。」</p> <p>(2) 「この商品は、ペットフード公正取引協議会の定める給与試験の結果、総合栄養食であることが証明されています。」</p> <p><u>3 「総合栄養食」の表示をする事業者は、商品名、表示の根拠である試験の内容（方法、実施時期等）及び試験結果の保管場所を公正取引協議会に報告するものとする。</u></p> <p><u>4 規約第3条第2項に定める「総合栄養食」につき、原材料の利用可能性、風味の変更等の理由により、処方を変更するときには、処方変更後の製品が以下の条件を満たしている場合に限り、引き続き「総合栄養食」として扱うことができるものとする。</u></p> <p>(1) 変更前の製品とタイプが同一であること。</p> <p>(2) 変更前の製品と「総合栄養食」として適用される成長段階が同一であること、又はそれより栄養要求量の低い成長段階であること。</p> <p>(3) 変更前の製品に使われたものと原材料が同類であること、かつ、その製品が栄養及び消化吸収性において同等のものであること。</p> <p>(4) 変更前の製品と主要栄養素（たんぱく質、リジン、メチオニン、脂質、リノール酸、カルシウム、リン、亜鉛、ビタミンA、ビタミンB2。キャットフードの場合はこれらに加えてタウリン。）の分析値のレベルが同等であること。</p> <p><u>(療法食の表示基準)</u></p> <p><u>第5条 事業者は、規約第6条に定める「療法食」の表示をする場合には、当該療法食が適用される犬若しくは猫の疾病又は健康状態を記載する。</u></p> <p><u>2 「療法食」の表示をする事業者は、商品名、適用される疾病又は健康状態、表示の根拠である試験結果の保管場所を公正取引協議会に報告する。</u></p>	<p>(1)・(2) (同左)</p> <p><u>4 「総合栄養食」を表す旨の表示をする事業者は、表示の根拠となる分析試験又は給与試験の結果を責任をもって保管し、試験の内容（方法、実施機関及び実施時期）及び試験結果の保管場所を別項エの様式により公正取引協議会に報告するものとする。</u></p> <p><u>5 第1項の基準を満たす「総合栄養食」につき、原材料の利用可能性、風味の変更等の理由により、処方を変更するときには、処方変更後の製品が以下の条件を満たしている場合に限り、引き続き「総合栄養食」として扱うことができるものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 変更前の製品と主要栄養素（<u>粗たんぱく質</u>、リジン、メチオニン、<u>粗脂肪</u>、リノール酸、カルシウム、リン、亜鉛、ビタミンA、ビタミンB2。キャットフードの場合はこれらに加えてタウリン。）の分析値のレベルが同等であること。</p> <p>(新設)</p>



変 更 案	現 行
<p><u>(特定用語の使用基準)</u></p> <p><u>第6条 規約第8条各号の特定用語の使用基準を次のとおり定める。</u></p> <p><u>(1) 特定の栄養成分の含有の有無又は量の多寡(「高」、「豊富」、「含む」、「強化」、「ゼロ」、「低」、「減」等)の用語は、次のア又はイに該当する場合に限り表示することができる。</u></p> <p><u>ア 当該商品と同種の商品に比べてどのくらい差があるか、数値をもって具体的に記載する場合</u></p> <p><u>イ 客観的な数値基準をもってその根拠を説明できるものであって、かつ、その根拠を記載する場合</u></p> <p><u>(2) 「推奨」又はこれに類する用語は、次のア又はイに該当するものであって、その根拠を記載する場合に限り表示することができる。</u></p> <p><u>ア 一般的又は関連事業分野の専門家多数により認められた方法による試験・調査によって得られた結果</u></p> <p><u>イ 専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献であって、一般に認められているもの</u></p> <p><u>(3) 「受賞」又はこれに類する用語は、それを受けた時期及び授賞者の氏名又は名称を記載するものとする。</u></p> <p><u>(4) 「無添加」、「不使用」又はこれらに類似する用語は、無添加である原材料名等が明確に併記され、かつ、当該原材料につき、次のア又はイの基準を満たす場合に限り、表示することができる。</u></p> <p><u>ア 添加物以外の原材料に係る表示については、ペットフードの全ての製造工程において当該原材料が使用されていないことが確認できる場合</u></p> <p><u>イ 添加物に係る表示については、当該添加物につき、ペットフードの表示のための添加物便覧に記載された添加物(加工助剤、キ</u></p>	<p>(新設)</p>

変 更 案	現 行
<p><u>ャリーオーバー及び栄養強化目的で使用されるものを含む。)を一切使用していないことが確認できる場合</u></p> <p>(5) <u>「ナチュラル」、「ネーチャー」又はこれらに類似する用語は、化学的合成物及び着色料を使用していないものに限り、表示することができる。ただし、総合栄養食については、栄養バランス上欠かせないビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類のみに化学的合成物を使用しているもので、以下の各条件を満たす場合に限り、表示することができる。</u></p> <p><u>ア 栄養バランス上欠かせないビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類のみに化学的合成物を使用している旨を、「ナチュラル」等に関する最も目立つ表示に、その表示の4分の1以上のフォントサイズで明瞭に併記していること。ただし、内容量 500 グラム以下の小型容器については6ポイント、500 グラムを超えるものについては8ポイントを下回らないこととする。</u></p> <p><u>イ 油脂の酸化防止に、エトキシキン、BHA、BHT等の合成の酸化防止剤を使用していないこと。</u></p> <p>(不当表示の類型)</p> <p><u>第7条 規約第10条各号に掲げる不当表示には次の各号のものが含まれる。</u></p> <p>(1) <u>規約第10条第6号関係</u></p> <p><u>ア 抗生物質など、ペットフードには通常使用されない原材料や添加物等について不使用、無添加である旨を強調することで、品質等が優れているかのように誤認されるお</u></p>	<p>(不当表示の禁止)</p> <p><u>第5条 規約第8条第5号に掲げる不当表示には、客観的根拠に基づかない「無添加食品」、「自然食品」等の表示が含まれる。</u></p> <p>(賞を受けた時期の表示)</p> <p><u>第6条 規約第8条第6号に規定する賞を受けた旨を表示する場合にあつては、それを受けた時期及び授賞者の氏名又は名称を記載するものとする。</u></p>

変 更 案	現 行
<p><u>それがある表示</u></p> <p><u>イ 客観的根拠に基づかない「天然」、「自然」等の表示</u></p> <p>(2) <u>規約第10条第9号関係</u></p> <p><u>ア AAFCO (又はNRC) 認定、承認、合格等、証明機関でないのに当該機関が自ら行う検査に合格したかのように誤認されるおそれがある表示</u></p> <p><u>イ 「完全栄養食」、「総合完全栄養食」等の表示</u></p> <p><u>ウ 製品全体を指した「新鮮」、「フレッシュ」、「生」又はこれらに類似する表示</u></p> <p>(3) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号) に基づく動物用医薬品の効能効果若しくはこれらと同様な効能効果を標榜し、又は暗示する表示</u></p> <p>(運用基準等の制定)</p> <p><u>第8条 公正取引協議会は、規約及びこの規則の運用に関する事項について、運用基準等を定めることができる。</u></p> <p><u>2 前項の運用基準等を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、消費者庁長官及び公正取引委員会に事前に届け出るものとする。</u></p> <p><u>3 栄養成分等に関する運用基準を定める場合又は変更する場合は、専門的な知見を有する第三者の意見を添えるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

#### 附 則

この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示の日から施行する。ただし、第3条第1項第2号ウ、同条第4号イ及び第5条の規定は、告示の日から起算して18箇月を経過した日から施行する。